昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成30年10月１日 No. 805

労働基準情報

岩手

October
10
2018

『渓谷秋彩（八幡平市）』　写真：眞舘弘治

こころとからだの健康づくり
みんなで進める働き方改革

（全国労働衛生週間スローガン）

〔目次〕

全国労働衛生週間　岩手労働局長メッセージ、
死亡災害撲滅に向けた取組のお願い …… 2
「働き方」が変わります!! …… 3
厚生労働省 岩手労働局、労働基準監督署 主催
「働き方改革関連法説明会」 …… 4
岩手労働局第９次粉じん障害防止総合対策を策定しました、
労働保険適用促進強化期間のお知らせ …… 5
子育て支援、女性活躍の推進企業認定！、
最低賃金改正のお知らせ …… 6
クエスチョン（最低賃金との比較方法について） …… 7
メンタルヘルスとコミュニケーション㉛ …… 8
インフォメーション …… 9
講習会のお知らせ …… 10・11

第三種郵便物承認平成30年10月１日発行労働基準情報岩手

全国労働衛生週間

岩手労働局長メッセージ

全国労働衛生週間（10月１日から７日まで）は、昭和25年の第１回実施以来、今年で第69回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

現在の労働者の健康をめぐる状況をみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えているほか、一般健康診断における有所見率が５割を超えて年々増加を続けていて、また、化学物質の危険性・有害性等に係る表示や通知が徹底されていないなどの状況が認められるところです。

このような状況を踏まえ、第13次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」等を踏まえた対策を推進するとともに、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化を図り、化学物質対策については、ラベル表示や安全データシート（SDS）の交付といった対策の徹底等に取り組むこととしています。

このような背景から、今年度は、

「こころとからだの健康づくり　みんなで進める働き方改革」

をスローガンとして全国労働衛生週間が展開されます。

各事業場におかれましては、10月１日から10月７日の週間中に、職場巡視、優良職場や功績者等の表彰、各種行事などを実施していただき、また、９月１日から９月30日の準備期間中は、①過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進、②労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進、③治療と仕事の両立支援対策の推進、④化学物質による健康障害防止対策の徹底などを重点事項として実施していただくようお願いいたします。

本週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚が図られるとともに、自主的な労働衛生管理活動が一層促進されることにより、本県の労働衛生水準が更に向上することを祈念いたしまして、私からのメッセージといたします。

平成30年９月１日

岩手労働局長　永田　有

死亡災害撲滅に向けた取組のお願い

岩手労働局管内における本年の死亡災害は、７月に４件発生するなど、８月末において前年の同時期と同数の11名の方の尊い命が失われ、極めて憂慮される事態となっています。

死亡災害撲滅に向けてより一層の取組をお願いいたします。

＜労働災害防止のポイント＞

- 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検の実施
- 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制の充実
- 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育の実施
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

（建設業）
- 労働者の立ち入り制限や誘導員の配置など、トラック、車両系建設機械などとの接触防止対策の実施
- 高所作業における作業床の設置、安全帯の着実な使用などの墜落・転落防止対策の実施
- 事前調査の徹底とその結果に基づく安全作業を考慮した作業計画の作成及び実施の徹底

（林　業）
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく対策の実施
- 車両系木材伐出機械による安全作業の徹底

「働き方」が変わります!!

事業主の皆さまへ

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

労働時間法制の見直しについて
（労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正）

見直しの目的

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現します

⇒長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする、等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

⇒働き過ぎを防いで健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための、新たな制度をつくります。

施行期日

2019年４月1日

※中小企業における残業時間の上限規制の適用は2020年４月１日

※中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年４月１日

Point 1　**施行：2019年４月１日～　※中小企業は、2020年４月１日～**

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point 2　**施行：2019年４月１日～**

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年５日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point 3　**施行：2020年４月１日～　※中小企業は、2021年４月１日～**

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html

※当協会HPからも閲覧可能です。http://honbu.iwateroukikyo.com/

厚生労働省 岩手労働局、労働基準監督署 主催

「働き方改革関連法説明会」

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます！！

≪主な改正の内容≫
① 時間外労働の上限規制の導入
② 年次有給休暇の確実な取得が必要
③ 正規・非正規間の不合理な待遇差の禁止

参加費 無料

事業主、人事労務担当者、労働者等の皆様を対象とした説明会を開催しますので、ご参加ください。

開催地	日 程	会 場	締切
二 戸 定員：130人	11/13（火） 13:30～16:00	二戸市シビックセンター ホール （二戸市石切所字荷渡6-2）	11/6
大船渡 定員：240人	11/15（木） 13:30～16:00	大船渡市民文化会館リアスホール マルチスペース （大船渡市盛町字下舘下18-1）	11/8
盛 岡 定員：500人	11/19（月） 14:00～16:30	いわて県民情報交流センター（アイーナ）小田島組☆ほ～る （盛岡市盛岡駅西通1-7-1）	11/12
釜 石 定員：150人	11/27（火） 13:30～16:00	釜石情報交流センター チームスマイル・釜石PIT（多目的集会室） （釜石市大町1-1-10）	11/20
花 巻 定員：200人	12/3（月） 13:30～16:00	花巻市文化会館 中ホール （花巻市若葉町3-16-22）	11/26
宮 古 定員：350人	12/5（水） 13:30～16:00	宮古市民文化会館 中ホール （宮古市磯鶏沖2-22）	11/28
一 関 定員450人	12/7（金） 13:30～16:00	一関文化センター 中ホール （一関市大手町2-16）	11/30
盛 岡 定員：500人	12/13（木） 14:00～16:30	いわて県民情報交流センター（アイーナ）小田島組☆ほ～る （盛岡市盛岡駅西通1-7-1）	12/6
奥 州 定員：500人	12/19（水） 13:30～16:00	奥州市文化会館Zホール 中ホール （奥州市水沢佐倉河字石橋41）	12/12

【説明会の内容】
（1） 労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正
（2） パートタイム労働法、労働契約法の改正
（3） 労働者派遣法の改正
（4） 各種助成金のご案内

労働局の各担当者が最新の内容を解説します。

≪ 問い合わせ先 ≫
岩手労働局 雇用環境・均等室
盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
電話 019－604－3010
ファックス 019－652－7782

参加申込方法

岩手労働局ホームページから「参加申込票」を印刷
↓
必要事項を記入
↓
岩手労働局雇用環境・均等室へファックス
↓
参加申込完了

岩手労働局第９次粉じん障害防止総合対策を策定しました

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則及びじん肺法の各規定に定める措置を講じなければなりません。

本総合対策は、これら事業者が講じなければならない措置の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、８次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、当該総合対策の重点事項並びに岩手労働局及び各労働基準監督署が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置のうち、重点事項に基づき今後５年間において事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的としています。

第９次総合対策の推進期間は平成30年度から平成34年度までの５か年です。

第９次総合対策の重点事項は以下のとおりです。

① 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策
② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
③ 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
④ 鋳物業に係る粉じん障害防止対策
⑤ 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
⑥ じん肺健康診断の着実な実施
⑦ 離職後の健康管理の推進

事業場が講じなければならない措置等の詳細は下記の岩手労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/eisei.htlm

労働保険適用促進強化期間のお知らせ

厚生労働省では「労働保険」制度の適正な運営のため、未手続事業場の解消を目指して指導等を行っております。その一環として、**11月に「労働保険適用促進強化期間」**として集中的に未手続事業場の解消の取組み行います。

○労働保険とは…

「労働保険」は、**「労働者災害補償保険**（労災保険）**」**と**「雇用保険」**を総称したもので、政府が管理・運営している**強制加入の保険**です。

「労災保険」では、労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、疾病に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付（療養や休業等の各種給付）を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

「雇用保険」とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付（失業や能力開発等の各種給付）を行っています。

また、事業主に対しても、失業の予防、雇用の安定等のために雇用調整助成金をはじめとする各種助成金制度を設けています。

○労働者を一人でも雇った場合は…

農林水産の事業の一部を除き、労働者（アルバイト等を含みます。）を一人でも雇った場合、その事業主は**「労働保険」**への加入手続きを行う必要があります。労働保険制度の健全な運営と、費用負担の公平の確保、労働者の福祉の向上等の観点から、労働者を雇用している全ての事業主は、労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

○加入手続をお忘れではありませんか…

今まで「労働保険」への加入の必要性についてご存知なかった等の理由により、加入（成立）手続がお済みでない事業所におかれましては、早急に加入手続を行っていただきますようお願いします。

○労働者を雇った方、詳しい事をお知りになりたい方は…

岩手労働局総務部労働保険徴収室（電話０１９－６０４－３００３）

または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

子育て支援（くるみん）、女性活躍（えるぼし）の推進企業認定！

－２認定とも中小規模の建設業－

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法では、一定の基準を満たし、子育て支援又は女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業について厚生労働大臣の認定を受けることができます。

岩手労働局内で新たに以下の２社が認定を受けました。

認定通知書交付式の様子

くるみん認定企業

2018年認定 くるみん 子育てサポートしています

株式会社水清建設

（建設業・矢巾町）

「従業員ひとり一人に合わせた働きやすい職場づくり」を目指し、男性も育児制度が利用できる旨を定期的に周知。またインターンシップの受入れや地域イベントへの社員派遣等、地域貢献活動も積極的に実施している。

認定基準の主な達成状況（２年間）

- 子の看護休暇利用状況…男性５名が利用
- 地域貢献活動の実施状況…
  インターンシップの受入れ―５校（９名）
  地域イベントへの社員派遣―３回（５名）

えるぼし認定企業

有限会社オーツー

（建設業・盛岡市）（認定２段階目）

女性が活躍しています！

２級建築士の資格を有する女性を部長に登用。以前には育児休業を取得しており、仕事と育児の両立を図りながらキャリアアップもできる体制が整えられている。

認定基準の主な達成状況

- 課長相当職以上に占める女性割：25.0%（産業平均値：2.2%）
- 正社員（営業）の時間外労働：月平均18.1時間

【問い合わせ】**岩手労働局　雇用環境・均等室**
電話０１９－６０４－３０１０

平成30年10月１日㈪から　岩手県最低賃金が時間額762円になります！

岩手労働局長は、岩手県内全ての事業場に適用される岩手県最低賃金（現行時間額738円）について、岩手地方最低賃金審議会の答申を受けて、『時間額762円とする』ことを決定しました。

これにより岩手県最低賃金は、平成30年10月１日㈪から762円になります。

すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。

＊　厚生労働省では、事業主の方のための各種雇用関係助成金等を交付しています。

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）は、事業場内最低賃金を一定以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、費用の一部の助成を行うものです。

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者等の基本給の増額などの処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成を行うものです。

各助成金の詳しい支給要件については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

岩手労働局労働基準部賃金室（岩手県最低賃金について）	019-604-3008
雇用環境・均等室（業務改善助成金）	019-604-3010
職業安定部職業対策課分室（キャリアアップ助成金）	019-606-3285

【参　考】

青森県	時間額 762円	（現行時間額738円）
宮城県	時間額 798円	（現行時間額772円）
秋田県	時間額 762円	（現行時間額738円）
山形県	時間額 763円	（現行時間額739円）
福島県	時間額 772円	（現行時間額748円）

クエスチョン 最低賃金との比較方法について

Q 岩手県の最低賃金は、平成30年10月１日より時間額738円から762円に引き上げられますが、支払っている賃金が、最低賃金額以上になっているかどうかについてのチェック方法を教えてください。

A 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかをチェックするには、最低賃金の対象となる賃金を時間額にして最低賃金額と比較します。

なお、最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当などは算入しません。

⑴　時間給の場合

時間給 ≧ 最低賃金額（762円）

⑵　日給の場合

日給÷１日の所定労働時間≧最低賃金額（762円）

⑶　月給の場合

月給÷１か月平均所定労働時間≧最低賃金額（762円）

⑷　上記の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ上記⑵、⑶の式により時間額に換算し、それを合計したものを最低賃金額（762円）と比較します。

【事例１：月給制のＡさんの場合】

岩手県内の会社で働く労働者Ａさんは、月給で、基本給が月110,000円、職務手当が月12,500円、通勤手当が月5,000円支給され、平成30年10月稼働分の賃金の合計が月127,500円となりました。

なお、Ａさんの会社は、年間所定労働日数が250日、１日の所定労働時間が７時間30分です。

基本給	110,000円	労働時間/日	７時間30分
職務手当	12,500円	年間労働日数	250日
通勤手当	5,000円	岩手県最低賃金	762円
合　計	127,500円		

⑴　Ａさんに支給された賃金のうち、通勤手当は算入しないので、
127,500円－5,000円＝122,500円

⑵　この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
122,500円÷１か月平均所定労働時間（250日×7.5時間／12か月）＝784円＞762円（最低賃金額）

となり、最低賃金額以上となっています。

【事例２：日給制と月給制の組み合わせのＢさんの場合】

岩手県内の会社で働く労働者Ｂさんは、基本給が日給制で、１日あたり5,600円、各種手当が月給制で、職務手当が月10,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。平成30年10月は23日働き、合計が143,800円となりました。

なお、Ｂさんの会社は、年間所定労働日数が270日、１日の所定労働時間が８時間です。

基本給	128,000円	労働日数23日×日給	5,600円
職務手当	10,000円	労働時間／日	８時間
通勤手当	5,000円	年間労働日数	270日
合　計	143,800円	岩手県最低賃金	762円

⑴　Ｂさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないので、職務手当（月給制）のみを時間額に換算すると
10,000円÷１か月平均所定労働時間（270日×８時間／12か月）≒56円

⑵　基本給（日給制）を時間額に換算すると、
5,600円÷８時間／日＝700円

⑶　上記⑴と⑵を合計すると
56円＋700円＝756円＜762円（最低賃金額）

となり最低賃金額を下回ることになります。

使用者は、岩手県最低賃金額の改定発効日（平成30年10月１日）分から最低賃金額（762円）以上の賃金を支払わなければなりません。

これに違反すると50万円以下の罰金が科せられます。

詳しくは、岩手労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

第三種郵便物承認平成30年10月１日発行労働基準情報岩手

メンタルヘルスとコミュニケーション

㉛ ～同調～

今松明子

同僚や友達の言葉に、私はちょっと気持ち違うなぁとか、違う意見だぁと感じても、それをわざわざいうほどではないし、自分の意見をいうことで面倒になってしまいそうだなという時に、「まぁいいや。」と同調することってありますね。事と次第によっては、後になってやっぱりあの時にきちんと言っとけば良かったと思うようなこともあったりしますけど。。。

古いものですが、ちょっと面白い同調に関する研究が載っていたので紹介したいと思います。紙に何本かの長さの違う線が平行に書いてあります。誰か一人に一番長い線はどれかと質問をすると、間違いなく、「これです。」と答えてくれるような明確なものです。実際に正解率は99％以上だったとのことでした。次に多数の人が一堂に会した場面でどれが一番長いかを順番に聞いていきます。ただ、その質問に答える人達の中の一人を除いてみんなサクラです。サクラたちは二番目に長いものを一番長いと答えることで口裏合わせをしています。たった一人のサクラではない人の回答順は最後から２番目なのですが、みんなに同調して間違った回答をするか、正しい回答をするのかということを実験しているのです。その人は先に答えた人の回答が当然おかしいと思っていて、首をひねったり、答えている人の顔を見たり落ち着かない素振りをし始めるのですが、最終的にはサクラたちに同調して、二番目に長いものを一番長いと答えてしまうという誤解答をした人が約37％にものぼったそうです。この実験は12回繰り返されたのですが、自分を信じ一度も誤解答しなかった人（一度も同調しなかった）は25％に過ぎなかったとのことでした。つまり、４人のうち３人は疑問を持ちつつも同調をしていたということになります。

絶対に自信があったけれども、みんなに違うと言われると徐々に自分の考えや自分の目を信じきれなくなるような感じでしょうか。同調に関係するものは、この実験のように数の力というのが大きいことがわかります。一人だけ違うということに耐えられない心理的要素もあるかもしれませんね。多勢に無勢（ぶぜい）という言葉がありますが、ちょっと重なる部分があるような感じです。

実験とは別ですが、役職者のポジションパワー、権力や声の大きさなどの威圧感や凄（すご）みなどの恐怖感も関係することもありそうですし、反対にあこがれや尊敬している人の言葉は自分がどう思うかではなく、全面的何でも信じ同調してしまうということもあるかもしれませんね。

さて、私たちは体験的にわかっていることですが、たった一人でも「あなたと同じ気持ちだよ。」とか、「同じ考えです。」と言ってくれる同意者や味方がいると俄然（がぜん）勇気が出てきますね。実験でも孤立無援（こりつむえん）の場合に比べて正解を言ってくれる同意者（どういしゃ）がいると同調が減り、正解率が高くなった結果が出ています。そして、その味方だった同意者の言動のあり方で同調も変わってくることもわかっています。例えば、最初は「みんな、ああ言っているけど、私はあなたと同じ考えだ。」と言っていた人が、途中から「よく考えたら、やっぱりみんなの考えの方に賛同する。」と答えを変更した場合は、同意者がいなくなることで自信がなくなり不安が高くなるのか、自分も答えを変更し、サクラの回答に同調し誤回答しがちであることもわかっています。では味方の同意者が途中で用事のためと言って退席したらどうなると思いますか。この場合、同調（誤解答）率はあがらないのだそうです。身近にいなくなっても、「あの人は自分の意見を支持してくれている。」という心理でしょうか、回答がふらつかないようです。

私たちはこの実験のように単純でわかりやすい正解があることでさえ、同調による誤回答が起こしてしまうのです。日常の生活の中では人間関係なども考え合わせ、いろいろな場面で判断をしなければならないということが多々あります。当然、同調することで上手くいくことは多くありますが、自分の意に反して同調をしてしまい、後で後悔するようなことは避けたいものです。

自分の気持や考えをはっきりきちんと持っていたとしても、同調圧力をはねのけることは意外に大変、簡単なことではないということを意識しておくことは重要なことではないかと思います。

インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

８月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事　業　所　名	所在地
宮　古	尾半商事㈲	山田町
宮　古	㈱びはんコーポレーション	山田町

支部名	事　業　所　名	所在地
花　巻	東京製綱インターナショナル㈱	北上市
大船渡	㈲田村蓄養場	大船渡市

７月末会員数	5,045	８月加入	4	８月退会	5	８月末会員数	5,044

「社員証カード」作成サービスのお知らせ

当協会では、技能講習合格者にカードによる修了証を発行しています。このシステムを利用して当協会会員はもとより多くの事業者の皆様に「社員証」を作成するサービスを提供することといたしました。詳しくは当協会HPを参照願います。

講習会のおしらせ　30年12月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11/5(月)～7(水)	岩手労働基準協会研修センター	定員	本部	16,200	2,160
		11/5(月)～6(火)・8(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	有機溶剤作業主任者技能講習	11/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会研修センター	定員	本部	10,800	1,944
	有機溶剤作業主任者技能講習（臨時開催）	12/17(月)～18(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,800	1,944
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	12/6(木)～7(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	10,800	1,944
	玉掛け技能講習	11/5(月)～7(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	22,680 (一部免除者) 20,520	1,645
		11/6(火)～8(木)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部		
		11/6(火)～7(水)・9(金)	サンパルク2F会議室他	20	釜石支部		
		12/10(月)～12(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		12/10(月)～11(火)・13(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		12/18(火)～20(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習（31時間コース）	10/12(金)・15(月)～17(水)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	29,160	1,620
		10/16(火)～19(金)	サンパルク2F会議室他	30	釜石支部		
		11/12(月)～15(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		12/10(月)～13(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
		12/18(火)～21(金)	二戸職業訓練協会他	30	二戸支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	10/16(火)～18(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部	29,160 (一部免除者) 27,000	1,645
		10/16(火)～17(水)・19(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/22(月)～24(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
	高所作業車運転技能講習	10/22(月)～23(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	宮古支部	34,560 (一部免除者) 31,320	1,850
		10/22(月)・24(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	宮古支部		
		11/13(火)～14(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		11/13(火)・15(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
	ガス溶接技能講習	11/8(木)～9(金)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	9,720	864
		11/9(金)～10(土)	一関職業訓練協会	40	一関支部		
	安全衛生推進者養成講習	11/15(木)～16(金)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部	8,640	1,404
		11/20(火)～21(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
特別教育	足場の組立て等の特別教育(6時間)	10/11(木)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	5,400 *6,480*	800
	クレーン運転業務特別教育	11/1(木)～2(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	8,640 *9,720*	1,645
		11/14(水)～15(木)	サンパルク2F会議室他	40	釜石支部		
		11/16(金)～17(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
		11/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部		
	アーク溶接等の業務特別教育	11/9(金)～10(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	9,720 *10,800*	1,080
		12/3(月)～4(火)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部		
		12/19(水)～20(木)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
		12/25(火)～26(水)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
	小型車車両系建設機械運転業務特別教育	10/24(水)～25(木)	岩手労働基準協会研修センター	定員	盛岡支部	13,284 *14,364*	1,645
		10/24(水)～26(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/14(水)～15(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/19(月)～20(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	低圧電気取扱業務特別教育（開閉器の操作）	10/12(金)	サンパルク2F会議室	40	釜石支部	7,560 *8,640*	702
		11/28(水)	アイ・ドーム	60	一関支部		

区分	講　習　名	実　施　日	場　所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
特別教育	粉じん作業特別教育	11/29(木)	岩手労働基準協会花巻支部	50	花巻支部	4,860 *5,940*	648
	自由研削と石取替え業務当別教育	10/18(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	5,400 *6,480*	1,296
		11/22(木)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部		
		12/5(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	巻上げ機の運転業務に係る特別教育	10/23(火)～24(水)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	11,880 *15,012*	1,030
	動力プレスの金型の取扱特別教育	12/7(金)～8(土)	(株)東北佐竹製作所	24	花巻支部	8,640 *9,720*	1,080
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	10/29(月)	岩手労働基準協会研修センター	80	本　部	4,860 *5,940*	972
その他	職長教育	10/30(火)～31(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部	11,880 *12,960*	864
		11/21(水)～22(木)	岩手労働基準協会宮古支部	30	宮古支部		
		11/28(水)～29(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
		11/29(木)～30(金)	アイ・ドーム	50	一関支部		
	職長・安全衛生責任者	10/9(火)～10(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 *12,960*	1,512
		10/24(水)～25(木)	サンパルク2F会議室	40	釜石支部		
		11/21(水)～22(木)	アイ・ドーム	50	一関支部		
		12/3(月)～4(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/12(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	5,400 *6,480*	950
		11/9(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	化学物質のためのリスクアセスメントセミナー	10/30(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	本　部	4,860 *5,940*	864
	安全衛生推進者能力向上教育（初任時）	12/6(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	6,480 *7,560*	1,944
	危険予知（KY）普及講習	12/6(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	5,940 *7,020*	1,026
		12/13(木)	サンパルク2F会議室	40	釜石支部		
	第一種衛生管理者試験準備講習	10/18(木)～19(金) 及び 10/22(月)～23(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本　部	14,040 16,200	6,696
	リスクアセスメント実務研修	11/13(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	本　部	会員 *非会員*	25,710 *30,860*

→ 割引サービスがございますので本部へお問合せください

※　定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段（*斜字*）＝会員以外です。
■ 受講料・テキスト代は**消費税8%**込みです。
■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合せ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本　部	019−681−9911	019−681−1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019−681−1076	019−681−1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193−62−4906	0193−62−4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193−55−4380	0193−55−4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198−29−4800	0198−29−4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191−23−7729	0191−23−7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192−47−3882	0192−47−3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195−23−5521	0195−23−0419	ninohe@iwateroukikyo.com

第三種郵便物承認平成30年10月１日発行労働基準情報岩手

クイズでゲット

すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。

10月１日から岩手県の最低賃金が引き上げられます。

現行は738円となっていますが、今年は次の①～③になったでしょうか？

① 762
② 862
③ 962

ヒント　６ページを参考に回答してください。

- 応募方法　①自宅住所・氏名　②クイズの答え　③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はｅメールでお寄せ下さい。
- 締め切り　平成30年10月22日（月）消印有効
- 宛先　〒020－0857　盛岡市北飯岡一丁目10－25
  （公財）岩手労働基準協会　クイズ係宛て
  FAX 019－681－1018
  ｅメール　honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表　応募者の中から抽選で５名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- ９月号の正解　②

※ご当地紹介コーナーへの皆様からのご紹介の情報もお待ちしております。

新コーナー　ご当地紹介コーナー　10月・神無月

「全国ご当地もちサミット2018in 一関」

古くから伝わる「もち食文化」のまち「いちのせき」において、全国から多彩な「ご当地もち」を 一堂に集め、全国各地の「ご当地もち」を各店舗において１品あたり400円で販売する。 来場者には１品につき投票券（もちふだ）を１枚配付し、投票所で投票してもらいグランプリを決定します。

その他、会場内において一関・平泉地域の魅力をPRするためのイベント等も実施します。

開催日　10月27日㈯～28日㈰
販売時間　27日㈯　10：00～16：00
　　28日㈰　10：00～15：30
会　場　一関文化センター前広場（屋外テント）
主　催　ご当地もちサミット実行委員会
問合せ　TEL・FAX：0191－345－345
提　供　一関市

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中 島 久 光

隠しても誰かどこかで撮っており

犯罪が発生すると、途端にあちこちの防犯カメラから犯人らしき映像が現れる。個人の撮った映像も拡散してくる。悪いことは出来ない世の中になった。

（川柳原生林７月号＜杜若＞福留隆治作品より）

岩手の死亡災害（８月末）

製造業	1	(1)
鉱業	0	(0)
建設業	6	(5)
運輸交通業	0	(2)
林業	2	(1)
商業	0	(0)
その他	2	(1)
累計	11	(10)

（　）内は前年同期

編集後記

外国人技能実習法にもとづく法定講習は、９月１日～４日にかけて当協会の２階研修室において、監理責任者等講習・技能実習責任者講習・技能実習指導員講習・生活指導員講習を開催し、延べ265名の受講者で終了しました。当協会では全国労働基準関係団体連合会（略称：全基連）の岩手県支部として今回の講習を担当いたしました。次回は２月末からの開催予定となっています。当協会HPから申込が可能となっています。２年前の12月の新聞記事にこう記されていました。『外国人技能実習制度は、途上国への技能や知識の移転を目的に93年にできた。74職種で約21万人を受け入れている。安価な臨時労働者として扱われているため国際社会から「強制労働」との非難が高まり、今国会で制度の適正化を進め、併せて介護を職種に加える関連法が成立。来年11月までに施行される』と掲載しています。

昨年12月の発表による外国人技能実習生は274千人でしたが、今や30万人を超えていると聞きました。外国人技能実習法が円滑に運用されて日本に来られた外国人が日本に来て良かった、いい法律をつくったと言われるように願っています。

発　行　平成30年10月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）
発　行　所　公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10－25
〒020－0857／☎019－681－9911／FAX019－681－1018
編集・発行人　戸　澤　勝　弘